

事業評価書 (事前)・事後)

平成18年8月

評価対象 (事業名)	企業実習先行型訓練システム (仮称) の実施について	
担当部局・課	主管部局・課	職業能力開発局能力開発課
	関係部局・課	

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	5	労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境を整備すること
施策目標	3	労働者の就業状態等に対応した多様な職業訓練・教育訓練の機会の確保を図ること
	II	若年者の職業能力開発を推進すること

(2) 事業の概要

事業内容 (新規) 一部新規)				
<p>労働者の採用意欲の高い事業主等に対する周知・勧誘等を実施することにより、当該訓練システムを活用した職業訓練の受託を希望する事業主を開拓し、年長フリーター等を対象とした委託訓練を実施する。</p> <p>その際、訓練を受託した事業主が企業実習を先行し、訓練生の能力について把握・評価を行ったうえで、必要に応じた座学訓練や他の企業での実習等のフォローアップ訓練を実施する仕組みを設ける。</p>				
予算概算要求額				(単位：百万円)
H15	H16	H17	H18	H19
—	—	—	—	980

(3) 問題分析

①現状分析

雇用失業情勢は全般的に回復傾向にあるものの、若年者については、依然として失業率が高水準で推移するとともに、無業者、フリーター等の増加及びフリーターの長期化がみられ、若年者の職業能力の蓄積や就業意欲の向上を妨げ、本人の雇用安定に問題を引き起こすだけでなく、将来において産業や社会を支える人材の育成が図られず国全体の技能・技術レベルの低下を招くおそれがある。特に、フリーターの数は、2年連続で減少しているが、いわゆる就職氷河期世代の年長フリーターについては、減少幅が小さく、やむを得ずフリーターとなっている者も多い状況にある。

(参考)

- フリーターの増加 1992 年約 101 万人 → 2005 年約 201 万人
- うち 25 歳以上 35 歳未満の割合 1992 年約 29 % → 2005 年約 48%
- フリーターに占める正社員希望者の割合 72.2%

(資料出所：総務省「就業構造基本調査」、「労働力調査(詳細結果)」、内閣府「若年層の意識実態調査」)

②問題点

雇用失業情勢の改善が進んでいる中でも、特に年長フリーターについては、不本意ゆえに離転職を繰り返すなどの現象がみられ、正社員として働くことに自信を持ってないでいること、これまでの経験を生かした職業能力開発の機会が少ないこと、などが問題として挙げられる。

③問題分析

年長フリーターについては、単にアルバイト等による就労を繰り返している者もいれば、アルバイトをとりまとめ一つの店舗運営を任されているような者もいるなど、職業経験や身に付けてきた能力に大きな格差があるため、このような点に十分配慮した職業訓練機会の提供が必要である。

④事業の必要性

これまで新規採用後に早期に離職する者やフリーター状態となつてからの期間が比較的短いものを想定した職業訓練を実施してきたが、年長フリーターの特徴を踏まえ、事業主が年長フリーター個人の職業能力を把握・評価したうえで、より効果的・効率的な職業訓練を実施するという新たな訓練システムの導入が必要である。

(4) 事業の目標

目標達成年度						
政策効果が発現する時期		平成 1 9 年度以降				
アウトカム指標	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	目標値/基準値
就職率 (%)						
(説明) 企業実習先行型職業訓練システムの受講修了後 3 ヶ月時点の就職率。当該指標を確認することにより、本事業の成果の確認が可能。		(モニタリングの方法) 事業実施主体による調査				
アウトプット指標	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	目標値/基準値
受講者数 (人)						
(説明) 企業実習先行型職業訓練システムの受講者数。当該指標を確認することにより、本事業の成果の確認が可能。		(モニタリングの方法) 事業実施主体による調査				
参考指標 (過去数年度の推移を含む)		H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7

(説明)	(モニタリングの方法)
------	-------------

2. 評 価

(1) 必要性

行政関与の必要性の有無（主に官民の役割分担の観点から）	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無 その他
<p>(理由)</p> <p>当該事業は、年長フリーター等に対する職業能力開発支援により、若年者の不安定就労期間が長期化することを防ぎ、適切な職業能力の蓄積や向上に資するものであり、また、離職者に対する就労支援であることから、公益性の高い事業である。また、市場に任せていても十分に実施されるとは考えられない。</p>	
国で行う必要性の有無（主に国と地方の役割分担の観点から）	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無 その他
<p>(理由)</p> <p>当該事業は、年長フリーター等の雇用の安定を図り、また、我が国の労働力の質や産業の国際競争力の確保に資するものであることに鑑みると、特定の地域に偏ることなく全国的見地から実施される必要があり、その観点から国が行うべきものである。</p>	
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 否
<p>(理由)</p> <p>当該事業は、事業主を活用した企業実習と、必要に応じて民間教育訓練機関等を活用して行うものであり、積極的に民間を活用するものである。</p>	
緊要性の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無
<p>(理由)</p> <p>年長フリーター等の不安定就労期間の長期化は、必要な技能・知識の蓄積がなされず、その結果、将来の生活が不安定になるおそれがあるとともに、我が国を支える人材の育成が図られないことによる中長期的な競争力・生産性の低下といった問題や社会的コストの増大等の深刻な社会問題を惹起しかねず、緊急に対応することが必要である。</p>	

(2) 有効性

政策効果が発現する経路
<p>当該訓練システムの受託を希望する事業主の開拓 → 企業実習を先行し、実習先事業主が訓練生の知識・技能を評価・把握 → 不足する知識・技能の習得をフォローアップ訓練として実施 → 事業主が求める適切な能力開発が可能 → 実習先での常用雇用</p>
これまで達成された効果、今後見込まれる効果
<p>企業実習とフォローアップ訓練をあわせて実施することにより、事業主と訓練生の</p>

間のミスマッチの解消につながる。また、年長フリーター等がこれまでの職業経験により身に付けてきた能力に応じた就労が可能であり、就職実績の向上が見込まれる。
政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項
なし

(3) 効率性

手段の適正性	
事業主を積極的に活用することで求人ニーズに合致した訓練の実施を可能にすることに加え、訓練生の身に付けてきた能力に応じた訓練が実施できるため、手段として適正である。	
費用と効果の関係に関する評価	
上記のとおり企業実習修了後に訓練生の能力の把握・評価を行ったうえで、必要に応じた個別のフォローアップ訓練を実施できるため、訓練期間等についても必要に応じた設定が可能となり、費用の抑制を図ることができるうえ、高い訓練効果を上げることができるものである。	
他の類似事業（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
(有の場合の整理の考え方)	

(4) その他

なし

(5) 反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成19年度概算要求において所要の予算を要求する。

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項 なし
②各種政府決定との関係及び遵守状況 ○経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006

(平成18年7月7日閣議決定)

第4章 安全・安心の確保と柔軟で多様な社会の実現

2. 再チャレンジ支援

(2) 個別の事情に応じた再チャレンジ支援

(新たなチャレンジを目指す若者、女性、高齢者等の支援)

- ・「年長フリーター」等に対するキャリアコンサルティングの実施、能力や業界の求める条件に即した訓練コースの開発実施等、若者を支援する。

○「再チャレンジ可能な仕組みの構築」

(平成18年5月30日再チャレンジ推進会議中間取りまとめ)

II 具体的施策

2. 個別の再チャレンジ支援策

(2) 新たなチャレンジを目指す若者、女性、高齢者等の支援

① 若者の再チャレンジ支援

○「就職氷河期」を克服して再チャレンジする若者への支援

- ・ 「就職氷河期」の間に、不本意な就職をしたままの若者正社員や、不本意ゆえ離転職を繰り返す「年長フリーター」に対し、キャリアコンサルティングの実施や能力評価等を行う「再チャレンジ機会拡大プラン」、本人の能力を判断するための企業実習及び必要に応じての座学を実施する訓練システムや業界の求める採用条件に適応するための職業訓練コースの開発実施等を行う「年長フリーター自立能力開発システム」の整備等きめ細かな対策を実施することにより、自分の希望する仕事に再チャレンジする若者をバックアップする。

③総務省による行政評価・監視等の状況

なし

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

なし

⑤会計検査院による指摘

なし